

身体合併症（慢性維持透析）に係る医療提供体制の確保事業実施要綱

6 福祉障精第 47 号

令和 6 年 5 月 2 日

1 目的

本事業は、精神障害により一般科医療機関での治療が難しい患者の慢性維持透析治療を、他の医療機関への外来受診により実施する精神病床を有する医療機関（以下「精神科病院」という。）を支援することにより、慢性維持透析が必要な精神障害者の医療提供体制を確保することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都とする。

3 対象者

精神疾患の入院治療と併せ、慢性維持透析治療が必要な患者に対して、他の医療機関への外来受診により慢性維持透析治療を実施する都内の精神科病院

4 事業内容

精神科病院が、慢性維持透析治療を他の医療機関での外来受診により実施に当たり支出する経費のうち、外来受診における送迎及び看護師等の付き添いに係る経費について、別に定めるところにより、当該精神科病院に対して、必要な経費を予算の範囲内で補助する。

5 費用の補助

この要綱に基づく事業について、東京都は別に定める基準に基づき、予算の範囲内において補助する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。